

岐阜県公報

第二千八百六十四号
平成二十九年七月十四日

(金曜日)

目次

告示

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定
肥料の登録
肥料の登録の有効期間の更新
保安林に指定する予定である旨の通知

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公示

- 鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件
平成二十九年年度採石業務管理者試験の実施
家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付
雑踏警備業務に係る一級検定の実施
雑踏警備業務に係る二級検定の実施

正誤

- 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正
保健所長印に関する告示の一部改正中訂正
岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則中訂正
岐阜県選奨奨学金貸与規則等の一部を改正する規則中訂正

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (土曜日)

平成二十九年七月十四日

告示

岐阜県告示第三百八十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社水野鉄工所	関市倉知四五三九番地一〇	平成二九・六・三〇	平成三〇・三・三

岐阜県告示第三百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項に規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
岐阜県第九一九号	ごま油かす及びその粉	パワー有機	窒素全量 六・〇 りん酸全量	該当なし	株式会社大雅 山県市出戸二四三番地

			加里全量 一・〇 一・〇	
--	--	--	--------------------	--

岐阜県告示第百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項に規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
岐阜県第 七四四号	炭酸カルシウム肥料	マグオー	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 く溶性苦土 一一・〇	公定規格のと おり	矢橋工業株式会社 大垣市赤坂町二二六番地
岐阜県第 七六一号	炭酸カルシウム肥料	苦土カル四号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	株式会社古田石灰工業所 大垣市昼飯町三六番地
岐阜県第 七八二号	水酸化苦土肥料	五〇・〇水酸化苦土肥料	く溶性苦土 五〇・〇	同	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿三丁目三一番一四号
岐阜県第 八七五号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	誠信産業株式会社 羽島市足近町南宿一五六番地一
岐阜県第 八七六号	消石灰	七二顆粒消石灰	アルカリ分 七二・〇	同	同

岐阜県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
山県市谷合字猿木二六一九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

公安委員会告示三

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
岐阜北警察 署管轄区域	藤 川 佐久雄	岐阜市粟野東	平成二十九年六月十二日

公 示

鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の二の規定により鳥獣捕獲等事業者の認定を行ったので、同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成二十九年六月三十日

二 鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

脇谷技研株式会社

2 住所

高山市国府町瓜巢二二七二番地一

3 代表者の氏名

脇谷 将斗

平成二十九年年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十九年十月十三日（金）午前十時から正午まで（一二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所にて配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、

受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成二十九年九月一日（金）から同月十五日（金）までとし、土曜日及び日曜日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十九年九月十五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと。）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

平成二十九年十一月上旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十九年年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

台否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

できる書類のうちいずれか一つ
八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係（電話 五八二七二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

雑踏警備業務に係る一級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 検定に係る警備業務の種類及び級

規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る一級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

平成二十九年十月十二日（木）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成二十九年十月十九日（木）午前九時から午後五時まで

なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

1 受検の申請を行う日において、雑踏警備業務に係る二級検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 岐阜県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになつた場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関すること。
- (三) 雑踏の整理に関すること。
- (四) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (五) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

2 実技試験

- (一) 雑踏の整理に関すること。
- (二) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (三) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成二十九年九月八日（金）から同年九月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

住所地（岐阜県内の住所に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）

添付書類

- (一) 住所を疎明する書面（当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）
- (二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）
- (三) 四の1に該当する者は、合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを証明する警備業者等が作成した警備業務従事証明書
- (四) 四の2に該当する者は、岐阜県公安委員会から交付を受けた一級検定受検資格認定書の写し

写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

4 受検手数料

一三、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入

一通

(一)～(四)のうち該当するもの各一通

二枚

七 受検日の服装及び持ち物
された受検手数料については、返還しない。

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）
身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（五八）二七一 二四二四 内線三二六

雑踏警備業務に係る二級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 検定に係る警備業務の種類及び級

規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

平成二十九年十月十二日（木）午後二時から午後四時まで（受付時間は、午後一時三十分から午後一時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成二十九年十月二十日（金）午前九時から午後五時まで
なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 雑踏の整理に関すること。

(四) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 雑踏の整理に関すること。

(二) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成二十九年九月八日（金）から同年九月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

- 2 申請先
住所地（岐阜県内の住所地に限る。）を管轄する警察署又は所屬する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課
- 3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）	一通
添付書類	(一)及び(二)のうち該当するもの一通
(一) 住所地を疎明する書面（当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）	
(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）	
写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）	二枚

- 4 受検手数料
一三、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については、返還しない。）
- 七 受検日の服装及び持ち物

- 1 学科試験
受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具
- 2 実技試験
受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。
- 八 問合せ先
岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（五八）二七二 二四二四 内線三二六

正 誤
(原稿誤り)

平成二十九年四月一日号外(四) 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則（岐阜

「第六十条の表中十の項を十三の項
げ、同表六の項中「及び現代陶芸美術
同項を同表八の項とし、同表中五の項

七 県民生活相談センター

「第七の項から九の項までを三項ずつ繰り下
館」を「現代陶芸美術館及び図書館」に改め、
を六の項とし、同項の次に次のように加える。
を

九 衛生専門学校

第七 県民生活相談センター

の項とし、七の項から九の項までを三項ずつ繰り下げ、
館」を「現代陶芸美術館及び図書館」に改め、同項
のように加える。

副校長一人

の誤り。

項とし、同項の次に次のように加える。

副所長

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年四月一日号外(四) 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓
令甲第十三号）二二頁下段前から二行目中「に改め」は、「に改め、同号を同欄第二号
とし」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年四月一日号外^(注) 保健所長印に関する告示の一部改正(岐阜県告示第二百四十七号)一頁下段前から二行目中「岐阜県告示第二百四十七号」は、「岐阜県告示第二百四十八号」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年四月一日号外^(注) 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(岐阜県教育委員会規則第四号)二頁下段後から九行目中「第十五号」は、「第十四号」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年四月一日号外^(注) 岐阜県選奨奨学生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十二号)二頁上段後から一行目中「連帯保証人の2人に」は、「の2人に」の、三九頁後から四行目中「第二条」は「第三条」の誤り。

平成二十九年七月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社